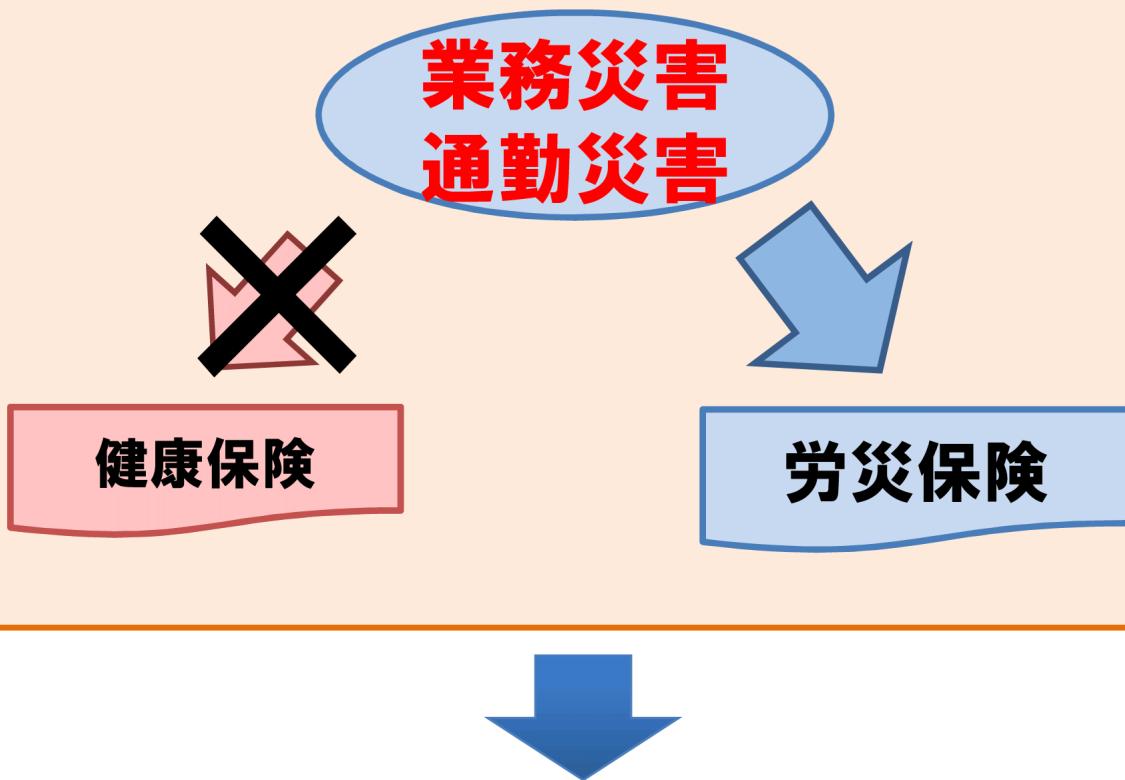


お仕事でのケガには、労災保険！

- 労災保険制度では、労働者が業務または通勤が原因で負傷したり、病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。
- しかし、近年、業務または通勤が原因と考えられるにもかかわらず、労災保険による請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。
- **健康保険は、業務または通勤が原因でない傷病に対して支給されるもの**です。業務または通勤により負傷し、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合の治療費は、全額自己負担となってしまいます。



業務災害・通勤災害の場合は、必ず労災保険を請求しましょう



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署